

MIO PRESS

OSAKA / KYOTO / KOBE 2021.04/vol.14

今号のみお人

弁護士

西村 諭規庸

Yukiyu Nishimura

【連載】
知つ得!交通事故

【ご存知ですか?】
最新情報!
建設アスベスト訴訟

【支店便り】
不在者財産管理制度と
その活用場面

【刑事事件入門】
薬物犯罪について

【リガサポ!】
任意後見制度を
利用してみませんか

【リレー式コラム】
事務局通信

【特集】

カスタマー ハラスメント



澤田有紀弁護士
大阪弁護士会
副会長退任の
ご挨拶

弁護士法人みお総合法律事務所／お問い合わせ・ご相談は「通話料無料」 0120-7867-30 受付時間(月～土曜日)9:00～17:30

みお 法律

ABCラジオ 毎週土曜日 朝6:45～7:00 放送中!

「おーそれ みーお!」
<https://www.abc1008.com/ohmio/index.html>

KBS京都ラジオ 毎週土曜日 朝7:00～7:15 放送中!

「主婦弁!澤田有紀のやさしい法律カフェ」
<https://www.kbs-kyoto.co.jp/radio/mio/>

ABCラジオ・KBS京都ラジオで好評放送中!

大阪・京都・神戸
弁護士法人みお総合法律事務所
代表弁護士: 大阪弁護士会所属/澤田 有紀 兵庫県弁護士会所属/伊藤 勝彦

〈業務分野〉交通事故/遺産相続/離婚問題/債務整理/顧問契約・会社法務/その他
受付時間(月～土)/9:00～17:30 [携帯電話からも通話無料] | みお 法律

な や む な み お
0120-7867-30
通話料無料

大阪事務所 OSAKA 京都駅前事務所 KYOTO 神戸支店 KOBE

〒530-8501 大阪市北区梅田3丁目1番3号
ノースゲートビル オフィス14階
TEL:06-6348-3055 FAX:06-6348-3056
執務時間:月～金曜日/ 9:00～20:00
土曜日/ 10:00～18:00
受付時間:月～土曜日/ 9:00～17:30

〒600-8216 京都市下京区烏丸通七条下ル東塙小路町
735-1 京阪京都ビル4階
TEL:075-353-9901 FAX:075-353-9911
執務時間:月～土曜日/ 9:30～18:00

〒651-0086 神戸市中央区磯上通8丁目3番10号
井門三宮ビル10階
TEL:078-242-3041 FAX:078-242-3042
執務時間:月～土曜日/ 9:30～18:00

読者アンケートプレゼント実施中!

皆様のご要望にお応えして
「読者アンケートプレゼント」の応募が、
スマートフォンからもできるようになりました!

ご応募は
こちらから

アンケートにご協力いただいた方の中から、抽選で30名様に「みお総合法律事務所」オリジナルクオカード(500円相当)や、澤田有紀弁護士が執筆した書籍(1冊)をプレゼントいたします。

●プレゼント応募締切/
2021年6月30日(水)※当日消印有効

*プレゼントは選ぶことができます。
*アンケートの内容は、匿名で掲載させていただく場合があります。
*応募者多数の場合、過去に当選された方は抽選対象から外れる場合があります。予めご了承ください。

Q.1 面白かった・役に立った記事はどれですか(複数可)
□ 澤田有紀弁護士「大阪弁護士会副会長退任のご挨拶」
□ 今号のみお人 □ 相続問題 □ 離婚(男女)問題
□ 知つ得!交通事故 □ 労働問題 □ 刑事事件
□ 刑事事件入門 □ 不動産問題(賃貸借・建築・共有関係・その他) □ 事務局通信
□ 支店便り □ 企業法務 □ その他() □ リガサポ!

Q.2 興味のある分野・特集してほしい分野はどれですか(複数可)
□ 交通事故 □ 相続問題 □ 借金問題 □ 離婚問題
□ 今号のみお人 □ 劳働問題 □ 不動産問題(賃貸借・建築・共有関係・その他) □ 企業法務
□ 知つ得!交通事故 □ 刑事事件 □ 事務局通信
□ 刑事事件入門 □ 不動産問題(賃貸借・建築・共有関係・その他) □ 企業法務
□ 支店便り □ 企業法務 □ その他() □ リガサポ!

Q.3 法律問題でお困りの事・日頃疑問に思う法律問題など

Q.4 みお総合法律事務所へのご意見・メッセージなど

アンケートにご協力いただきありがとうございました。

大阪弁護士会副会長退任のご挨拶

みお綜合法律事務所
代表弁護士 澤田 有紀

2020年度令和2年度の大阪弁護士会副会長を務めさせていただきました。時間的にも精神的にも弁護士会の会務の占める割合が想像以上に大きく、私のキャパシティを大幅に超える業務量に翻弄された1年でした。「今日も夜9時まで会議やねん」と言つて5時ごろ事務所を後にする日々からようやく解放される喜びに浸つております。

弁護士会では、他の副会長や担当する委員会のメンバーに支えていただき、無事1年を過ごせたこと、また、みお綜合法律事務所においても、みんながフォローしてくれたおかげで、従来通りの業務が進んでいることに、心から感謝しております。

◆弁護士会で私が担当した仕事をご紹介します。

- 日本弁護士連合会理事に選任され、大阪弁護士会執行部の代表として毎月2日間開かれる日弁連理事会に出席しました。また近畿弁護士会連合会常務理事として、近弁連理事会および常務理事会の司会進行を担当しました。日弁連や近弁連の意思決定に関与できたことや最新の業界の情勢に触れることができたのは貴重な経験となりました。

- 大阪弁護士会では広報室と自治部門を主に担当しました。
広報室ではコロナ問題を受けて市民向けの特設ホームページを立ち上げ、支援情報や関連する法律相談Q&Aを更新し続ける仕組みを担当しました。また、不祥事が発生した際の記者会見も担当し、恥ずかしながらテレビで見たよというお声もいたきました。みお綜合法律事務所として積極的に情報発信を行つてきた経験が大いに役立つと思います。

- 自治部門というのは、弁護士会が国監督を受けず、独立して弁護士自治を全うするための部門です。弁護士に業務停止や除名などの処分を下せるのは弁護士会だけであり、国からは行政処分などの干渉を受けません。自治部門には、市民からの苦情を受け付ける「市民窓口」、市民と弁護士の紛争を調整する「紛議調停」、弁護士を処分すべきかどうかを調査する「懲戒委員会」があります。

自治部門を担当したことにより、他山の石となるような事例にたくさん接しました。この経験は今後の事務所運営に活かして行きたいと思っています。

◆今後の活動について

弁護士会の活動にかかわって、たくさんの方と一緒に仕事をし、大いに視野が広がつたと感じました。副会長退任後も、担当した委員会については今後も関与を続けることになります。

みお綜合法律事務所が弁護士業界の中で存在感を示しリスペクトされるよう、所属弁護士や事務スタッフとともに励んでまいりたいと思います。



▲近弁連大会にて、兵庫県弁護士会のキャラクター「ヒマリオン」と記念写真

奈良弁護士会のキャラクター「こまちゃん」と記念写真



数少ない晴れ舞台 新入会員入会式にて挨拶…会長みたい!?

今号のみお人

弁護士

西村 諭規庸

Yukiyuu Nishimura

かな春の日差しがなによりうれしい季節となりました。春は出会いと別れの季節といいます。裁判所や検察官では、毎年多くの裁判官や検察官がこの時期に異動します。私は、担当裁判官や担当検察官が交代するのを見て春の訪れを実感します。

学生の頃は、春に入学式や卒業式、クラス替えなどがあるので、1月よりも4月の方が1年のスタートというイメージがありました。新しい学校やクラスになじめるのか不安もありましたが、毎年4月は、新しい生活の始まりに胸を躍らせていました。

4月は何か新しいことを始めるいい機会でもあり、小学生の頃はサッカー、中学生の頃は、サックス、大学生の頃は野球を始めました。

今も始めたいこと、やつていたいことはいろいろあるのですが、忙しい毎日に追われて、先延ばしになってしまっている状況です。

昨年から新型コロナウイルス感染症が蔓延している影響で、学生時代の友人たちとは長らく会えていません

んが、今は、ラインやインスタグラム、フェイスブック、ツイッター、といったSNSやズーム、マイクロソフトチームズといったウェブ会議システムがあるため、自宅にいながらにして、スマートフォンを片手に、友人たちと文字や写真、映像を通じて連絡をとることができるようになりました、便利な時代になりました。

他方で、世間ではSNSを通じて犯罪に巻き込まれるなどの事態も発生しています。

私たちには、「便利」を得る代償に新たなリスクを負っていることを認識しなければなりません。

私たち弁護士が関与する事件も、時代の変化に応じて、多種多様なものへと変化しています。

早いもので弁護士登録をして8年目に入りました。弁護士の仕事は、毎日のように、多くの出会いや発見があります。まだまだ未熟者の私ですが、常に自己研鑽に努め、1年1年着実に成長していきたいと思います。ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。





特集

カスタマー ハラスメント

CUSTOMER HARASSMENT

新型コロナウイルスより 怖いもの

新型コロナウイルスの感染が始まっています。

から約一年。マスクが不足していた時期にドラッグストアの店員さんが「マスクの在庫を隠しているだろ!」と暴言を吐かれたり、医療従事者の方に患者さんが「私をばい菌扱いするのか!」と言つて暴力を振るったというニュースがありました。

従業員に対して暴力を振るう、店舗に来て大声で怒鳴りながらクレームを言う、土下座を求める、ネットで書くと言つて脅す、合理的な理由なく金品を要求する、

不合理な特別待遇を要求する、電話で1時間以上拘束する…

このような、カスタマー、つまり顧客からの理不尽なクレームや不当な要求を

「カスタマーハラスメント(カスハラ)」といふことがあります。

理不尽なクレームや不当な要求に対する不適切な対応は、神経をすり減らしながら対応され疲弊しており、やがて心が折れてしまう

というケースも少なくありません。そのため、本来正當なサービスの提供を受けべき他の顧客へのサービスの質が低下してしまったり、職場の離職率が高まるといった悪循環を招くことすら起きています。

では、カスタマーハラスメントと言われるような理不尽なクレーム、不当な要求に対し、従業員に対する安全配慮義務を負う企業としてはどのように対応すべきでしょうか。

企業の対応方法

※2020年6月に施行された女性活躍・ハラスメント規制法の指針には、事業主に対して、顧客等からの著しい迷惑行為(暴行、脅迫、ひどい暴言、著しく不当な要求等)により、その雇用する労働者が就業環境を害されることのないよう、雇用管理上の配慮として、

(1)相談先(上司、職場内の担当者等)をあらかじめ定め、これを労働者に周知する

(2)相談を受けた者が、相談に對し、その内容や状況に応じ適切に対応する

(3)相談者から事実関係を確認

特集

カスタマー ハラスメント

CUSTOMER HARASSMENT

し、顧客等からの著しい迷惑行為が認められた場合には、速やかに被害者に対する配慮のための取組を行う

(4)顧客等からの著しい迷惑行為による被害を防止するため、対応に関するマニュアルの作成や研修の実施等の取組を行う

ことを求めています。

もともと、この指針のみでは「抽象的で分かりにくい」という声があつたことから、厚生労働省は、2021年度に企業向けの対応マニュアルを策定する方針を決めました(2020年10月)。対応マニュアルは、企業や労働組合の実際の取組を参考に作成され、事例をもとに、接客での注意点や苦情処理の方法、従業員が被害を受けた場合の企業対応がまとめられる予定です。

**最初から
クレーム扱いをしない**

ります。

それに対して、否定的な言葉で顧客の勘違いなどを指摘してクレームに当たらぬことを主張することは、たとえ止論であつても、顧客からすると過ちを指摘されて氣分がいいものではありません。どのようなクレームであつてもまずはよく話を聞くこと。決して、逆説的な言葉で反論したり、相手に責任があるかのような質問をしないことが肝要です。

では、クレームの初期対応として「謝罪」はすべきでしょうか。

一般的には、謝罪をする=責任を認めたことになるのでは?と思われています。しかし、「一言おわびの言葉があると、顧客も気持ちが落ち着き、その後の交渉がスムーズに進むこともあり、クレームが炎上する可能性を低くできることがあります。

ただし、やみくもに謝罪するべきではなく、「ご不快な思いをさせてしまい、申し訳ございません」、「ご不便をおかけ申し訳ございません」といった言葉でおわびの気持ちを伝えることで、相手の気持ちを鎮めることも対応方法の一つです。

企業の側からすると、クレームの原因が顧客の勘違いや思い違いにあって、そもそもクレームではないということもあ

ります。

電話での対応ではなく、面談で対応する際の注意点としては、1対1での面談

不当な要求に対しても 毅然と対応

将来のクレームを防ぐ 効果的な方法

は避け、必ず2名以上で対応することです。そして、聞き役と記録係に役割分担しましよう。聞き役がメモを取ることに相手はしっかりと話を聞いてもらっている感覚を持つことができます。記録係は、メモを取ることに集中でき、正確な記録ができます。

最近は誰でもSNSで情報発信でき、なおかつ瞬く間に拡散することから、いわゆる炎上を恐れる企業の足元を見て、「ネットに書き込まないかわりに、代金を返せ」というクレーマーもいます。炎上を恐れて、このようなタイプのクレーマーに「困ります」、「わかりました」といった対応をすると、クレーマーの要求はますますエスカレートするので、毅然と拒否することが必要です。

いわゆる「迷惑料」の名目で金品を請求したり、従業員を脅すなど暴力的な言動がある、またはそういうことが予見できるケースでは、迷わず警察に通報したり、弁護士に相談されたほうが良いでしょう。土下座をさせる行為は強要罪に、店頭で大きな声を出す行為は威力業務妨害罪に該当する可能性があります。

また、警察に被害届などを提出したり、弁護士に相談する際、会話内容の録音や防犯カメラなどの映像は有効な資料になりますので、証拠化しておくことが重要です。

当事務所では、クレーム対応に追われ日常業務に支障をきたすようなときに、弁護士がクレーム対応の窓口になつたり、担当者の意識改革や職場環境改善のために弁護士が社内研修を実施する、などのサービスをご提供しておりますので、お気軽に問い合わせください。



弁護士
吉山 晋市
Shin-ichi Yoshiyama

国と建材メーカーの責任が確定！

2018年3月14日東京高裁判決

2020年12月16日、建設アスベスト訴訟において、最高裁で国の責任が初めて確定しました。

最高裁第1法廷は、国の責任を認めた
2018年3月14日の東京高裁判決に
つき、国の不服申立てを退け、これにより
東京高裁判決は確定しました。

2018年3月14日
東京高裁判決の要旨

①1975(昭和50)年10月1日
から2004(平成16)年9月30
日までの間に②屋内での建築作
業現場で働いていた方(一人親方
を含む)で③石綿肺、肺がん、中皮
腫、びまん性胸膜肥厚、良性石綿
胸水に罹患した方について、国の
責任を認め、賠償金の支払いを命
じました。

2018年8月31日大阪高裁判決

2021年1月28日、同じく最高裁第
1法廷は、国だけではなく、アスベストの
危険性を知りながら適切な警告表示を
せずに製造販売をしてきた建材メーカー
(8社)の責任を認めました。

建設現場においては、多くの建材メー
カーカーの製品が使用されていますので、ど
の建材が原因で病気になつたのかを特定
するのは極めて困難だと思います。そのた
め、最高裁が、一定以上の市場シェアを有
する建材メーカーについて責任を認めた
意義はとても大きいと言えます。

**アスベストのご相談は
「みお」まで**

現在、当事務所でも、アスベスト健康被
害に関する多数のご相談をお受けしてお
り、石綿工場で就労されていた方について
は、国や企業に対しても多数の訴訟を提起
しております。過去にアスベストを取り扱
う業務に従事し、石綿肺、肺がん、中皮腫

ご存知ですか？

最新情報！建設アスベスト訴訟

身の回りで関わる、知って得する法律の話。



交通事故でも傷害保険が使えるか

そもそも交通事故で怪我をしたときの治療には健康保険は使えないのではないかと思いつつ、おもろめに思いました。実は、交通事故で健康保険が使えないというのは誤解で、厚生労働省の通達でも、健康保険が使えることが明らかにされています。病院で「交通事故の場合、健康保険は使えません」と説明されることもあるかもしれません。しかし、この説明は正しいとは言えません。

たた交道事故で怪我をしたのであれば、全部加害者側の保険会社に任せればいいのではないか、健康保険を使う必要はないのではないかと感じられるかもしれません。しかし、確かにメリット・デメリットはあります。多くの場合、健康保険を使った方が被害者にとっては有利になります。特に、被害者の方にも過失がある場合には、健康保険を使った方が示談成立の際に受け取ることができる慰謝料が増えることになります。

なお、加害者側の保険会社から、健康保険を使ってほしいと要請されることがあります。これは、保険会社にも治療費支払額を圧縮できるというメリットがあるからです。保険会社からの要請で健康保険を

◎ 俗文化研究

具体的例を見てみましょう。交通事故でむち打ち症になり、通院期間180日、通院日数60日で完治、診療報酬点数は3万点、被害者の過失割合10%という事案で、健保を使わない場合と使う場合を比較

	健康保険を使わない場合	健康保険を使う場合
治療費(①)	60万円 (1点20円で計算)	9万円 (1点10円、3割負担)
慰謝料(②)	80万円	80万円
過失減額(③)	-14万円	-8.9万円
保険会社から病院に支払われた治療費(④)	60万円	9万円
示談の際の受領額 (①+②+③-④)	66万円	71.1万円

健康保険を使えない場合

通勤中の交通事故など、労災保険を使える場合は、健康保険は使えません。通勤中に交通事故被害に遭い、一定の過失割合がある場合は、労災保険の利用を勤務先に申請するようにしましょう。

今回は健康保険をテーマにしました。
次回は、加害者の任意保険をテーマにしたいと思います。

一 健康保険をはじめ場合の注意点

過失がある場合は健康保険を使つた方が有利と覚えておけばいいでしよう。

「みお」のアスベスト国家賠償請求
LINE公式アカウント

① 最新情報の配信
アスベストに関する最新判例や各種情報をお知らせします。

② 手軽に相談予約
LINEチャットで無料相談のご予約を承ります。

などに罹患された方またはそのご家族の方がいらっしゃいましたら、是非、みお綜合法律事務所にご相談ください。
また、「みお」のアスベスト国家賠償請求LINE公式アカウントも開設しております。最新情報を無料で配信いたしますので、お気軽にLINE友だち登録を

お問い合わせ・ご相談は
 0120-7867-30
受付時間(月～土)／9:00～17:30 [携帯電話からも通話無料]
な や む な み お
通話料無料

アスベスト(石綿)被害
賠償金請求ご相談フォーム
<https://www.miclaw.jp/asbest/>

不在者財産

管理制度と

その活用場面

弁護士が担当する案件の中には、裁判所から直接打診、選任される事件もあります。その一類型として、家庭裁判所から選任される不在者財産管理事件というものがあり（民法25条以下）、私も、これまでに何件か担当してきました。

この制度は件数もさほど多くないため、あまり馴染みがないかもしませんが、今後、深刻化している空き家問題対策としての活用も見込まれるので、本稿でご紹介したいと思います。

ませんが、何らかの災害や事故に巻き込まれてその生死が判明しないとか、様々な事情で自ら失踪して行方が分からなくなつた（いわゆる蒸発）した人が一定数いるのも事実です。このような場合、生死や所在が不明になつてから一定期間が経過すれば、法的に死亡したものとみなす”失踪宣告“の制度がありますが、この制度によつて相続が開始されるには、所定の期間が経過するのを待たなければなりません。

また、不動産が関係する取引や手続を



して、遺産分割協議や境界確定手続への参加を求めていくことになります。

3 不在者財産管理の流れ

人選任の申立ては、「利害関係人又は検察官」(民法25条1項)が行うことができ
ます。申立てを受けた裁判所は、申立書類やその資料の確認、関係者・公的機関
への照会等の必要な審査を行い、本人が「不在」であり、選任が必要と判断すれば
適格な者を財産管理人として選任します。この財産管理人となるには特段の資

格は不要で、想定される管理業務や利害関係の有無次第では、弁護士、司法書士などの専門職のほか、申立人が推薦した親族が選任されることもあります。

ただし、財産管理人には、その請求により不在者の財産から裁判所が決定する報酬を支払う必要があるところ（民法29条2項）、不在者の財産だけでは報酬が支払えないと見込まれる場合、申立人は裁判所が定めた予納金を納付する必要があります。そのため、この予納金の負担が選任申立てにあたつてのハードルになることもあるようです。

4 今後の活用場面—— 所有者不明の空き家対策 としての活用

4 今後の活用場面―― 所有者不明の空き家対策 としての活用

負担といった点が問題となり得ることに加え、財産維持を目的とする不在者財産管理の制度趣旨から、建物の取り壊しや処分が常に認められるとは限らないという課題もあるようです。

5 最後に

このように、不在者財産管理制度は、その利用が適切と考えられる場面では有用な制度ですので、不在者の存在に起因する問題解決のために、積極的に活用されることが望されます。

5 最後に

負担といった点が問題となり得ることに加え、財産維持を目的とする不在者財産管理の制度趣旨から、建物の取り壊しや処分が常に認められるとは限らないという課題もあるようです。

5 最後に

このように、不在者財産管理制度は、その利用が適切と考えられる場面では有用な制度ですので、不在者の存在に起因する問題解決のために、積極的に活用されることが望されます。



管理人は、不在者の財産を調査し、定期的に裁判所へ管理状況を報告しながら財産の管理を行っていくことになります。あくまで不在者に代わってその財産を管理することが制度趣旨ですので、管理の方法としては現状維持を目的とした保存行為が中心となり、遺産分割協議や不動産の売却といった、財産状況を大きく変動させる行為については、権限外の行為として事前に裁判所の許可を得てこれをを行っていくことになります（民法28条）。

（3） 財産管理人の職務は、原則として認められたり失踪宣告がされた場合、不在者が現れた場合、不在者の死亡が確認された場合、まで続くことになります（家事事件手続法147条）。

き家の増加が社会問題化していますが、その対策として不在者財産管理制度が活用できないかという検討が、一部の自治体を中心に進んでいます。確かに、所有者が失踪してしまったり、相続登記がなされずに長期間経過して、現在の所有者である相続人が特定できないという場合には、不在者財産管理人選任の要件は満たされますし、財産管理人が裁判所の許可を得た上で建物を処分することができれば、空き家問題の解消に寄与する可能性は十分にあります。

もつとも、実際には、地方自治体が自ら管理人選任を申し立てようすると、申立人としての利害関係の有無や、不動産の換価が期待できない場合の予納金の





輸出入・譲渡し・譲受け・所持等を禁止しているが、使用は禁止していません。大麻草の使用を禁止していないのは規制の対象外である成熟した茎や種子を摂取した場合にも、尿から有害物質が検出されることがあり、尿から検出された有害物質が、葉や花穂に由来するのかそれ以外の部位に由来するのか区別することができないからです。

日本では、令和元年に4500人以上が大麻取締法違反で検挙されていますが、近年、30歳未満の検挙人数が急増しています。

5 危険ドラッグ

もともと危険ドラッグは合法ドラッグや脱法ドラッグとも呼ばれていました。法律で規制された薬物と化学構造や薬理作用が似ていても、規制された薬物そのものとは異なるため、法律による規制の対象外であったためです。

その後、医療品医療機器等法により、順次規制の対象となっていましたが、

絡をとるゝとまだあせらん。

4
M
D
M
A

す。MDMAの錠剤は、カラフルに着色され、様々な模様が刻印されているものが多くあり、一見お菓子のようにも見えますがれつきとした麻薬です。

アメリカなどでは、PTSD（心的外傷後ストレス障害）に対する治療薬としての研究が進められています。

薬物犯罪で逮捕され
るに至ります。

7
もと

つたり
が準備
身柄拘
れてか
月を要
手紙の
、時間
田に連

薬物は、依存性の場合死に至るのです。薬物を使犯罪に手を染めに巻き込まれたり薬物には絶対に「一、「自身や犯罪で逮捕され士に相談される

1 はじめに

ましめた弁護士の西村です。刑事案件入門を担当させていただくことになりました。これまで多数の刑事事件に携わってきた経験から、みなさんに有用な情報を発信できればと思います。どうぞよろしくお願いします。

んには。昨年11月より
「弁護士法人みお総合法
律事務所」の一員になり
ました。弁護士二つ目付で

きましたが、他にも「カインやあへん、ヘロイン、シンナーなど、規制されている薬物はたくさんあります。

2 覚醒剤

覚醒剤は、第二次世界大戦の頃から、一般的な医薬品として市販され、薬局で購入することができました。

当時は、疲労の防止や回復、眠気解消などの効果がある一方で中毒性はないとされており、軍事目的にも使用されました。

しかし、その後、覚醒剤に中毒性があることが判明し、社会問題にもなったことから、規制されることになりました。

日本では、令和元年に8500人以上が覚醒剤取締法違反で検挙されており

日本では、古くから、大麻草の茎を麻織物に利用したり、種子を七味唐辛子に使用したりしてきました。実は、大麻草に含まれる有害物質は葉や花穂に多く含まれ、成熟した茎と種子にはほとんど含まれていません。そのため、大麻取締法で規制されているのは、「大麻草のうち成熟した茎と種子等を除いた部分」です。

3
大麻

卷之三



下のQRコードから
バックナンバーを
ご覧いただけます



<https://www.miolaw.jp/criminal/miolpress.html>

「法律セミナー」のご案内



セミナーに関してご興味のある方は、どなたでもご参加いただけます。事前予約制となります。その他、個別相談(初回30分無料)も大阪・京都・神戸事務所で随時予約を承っておりますので、お気軽にご連絡ください。

●おひとり様セミナー 無料

成年後見制度や財産管理、任意後見契約の利用方法、遺言書の活用などについて分かりやすく解説します。

日程	場所	時間
4月14日(水)	大阪	11:00
23日(金)	神戸	11:00
5月21日(金)	神戸	11:00
27日(木)	大阪	11:00
6月25日(金)	神戸	11:00
28日(月)	大阪	11:00

●民事信託セミナー 無料

信託の仕組みや活用方法を弁護士がお話しします。どなたでも参加していただける無料セミナーです。

日程	場所	時間
4月12日(月)	大阪	11:00
14日(水)	神戸	11:00
26日(月)	京都	11:00
5月10日(月)	大阪	11:00
19日(水)	神戸	11:00
24日(月)	京都	11:00
6月4日(金)	大阪	11:00
16日(水)	神戸	11:00
21日(月)	京都	11:00

●遺言書作成セミナー 無料

どうして遺言書が必要なのか、遺言書の種類や作成方法、もめない書き方などを分かりやすく解説します。

日程	場所	時間
4月21日(水)	神戸	11:00
26日(月)	大阪	11:00
5月25日(火)	大阪	11:00
26日(水)	神戸	11:00
6月14日(月)	大阪	11:00
23日(水)	神戸	11:00

●離婚セミナー(女性・男性)

離婚を考えている方や離婚協議の方へ、離婚問題についての戦略的な方法を解説します。

日程	場所	時間
4月9日(金)	大阪	13:00
23日(金)	神戸	13:30
5月14日(金)	大阪	13:00
21日(金)	神戸	13:30
6月11日(金)	大阪	13:00
25日(金)	神戸	13:30

ワンコイン(500円)

各種セミナーのご予約・お問い合わせは
受付時間(月～土)／9:00～17:30 [携帯電話からも通話無料]
0120-7867-30

※上記セミナーに関する最新情報は、ホームページ(<https://www.miowlaw.jp>)でご確認ください。※参加者多数の場合は、人数制限をさせていただく場合があります。

みお綜合法律事務所からの**重要なお知らせ**
「新型コロナウイルス感染予防」の取組みについて

新型コロナウイルス感染症の拡大が止まらず、当面は感染防止対策が欠かせない状況にあります。みお綜合法律事務所は、皆さんに安心してご来所・ご相談いただくために、日本弁護士連合会が策定した「法律事務所における新型コロナウイルス感染拡大予防対策ガイドライン」を参考にしながら、徹底した予防対策を実施しております。何卒、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

参考:日本弁護士連合会「法律事務所における新型コロナウイルス感染拡大予防対策ガイドライン」
(https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/news/2020/topic2_5.pdf)



オンライン相談を実施

対面でのご相談時や、ご来所のための移動時の感染に不安をお感じの方は、オンラインによる相談をご利用ください(ご相談内容によります)。

・主な対象分野
・企業法務(Web Lawyers)

LINEでの受け付け

LINEでのご相談受付・事前確認も選択いただけます。ご予約時にお申し出ください。B型肝炎給付金請求とアスペスト国家賠償請求についてはLINEメッセージで支給対象かどうかの相談対応等もしております。
・B型肝炎給付金請求
・離婚問題
・アスペスト国家賠償請求

相談ブースの換気と除菌の徹底

ご相談時は、プライバシーに配慮しながら扉を開放し、密閉空間にならないように注意しています。また、ブースを使用するたびごとに、アルコールでテーブル、椅子、ドアノブ、文具などを除菌します。

相談ブース入口のアルコール設置

入室時の手指の消毒を徹底しています。

マスク着用の徹底

全社員にマスクを配布し着用を徹底しています。

時差出勤・在宅勤務

密閉・密集・密接の3密を避ける勤務体制をとっています。

毎日の体温計測

全社員に、出勤前の検温と、発熱や体調不良時の出勤自粛を指示しています。

パーテーションの設置

受付や事務室、相談対応時の個室には透明のパーテーションを設置して、飛沫を防いでいます。

接触確認アプリ「COCOA」の推奨

全社員の携帯電話(スマートフォン)に、厚生労働省が推奨する、新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」の導入を推奨しています。



ご相談者・関係者各位にお願い

1. マスク着用とアルコール消毒液の使用について

ご来所の際はマスクの着用をお願いします。弁護士を始め全スタッフがマスク着用で対応させていただきますことをご了承ください。相談ブースに入室いただく際はアルコールでの手指消毒をお願いしています。アルコールアレルギーの方は手洗いをお願いしています。

2. 発熱などの症状がある方へ

ご来所の前に、ご自宅での検温をお願いします。37.5度以上の発熱や体調異常などの自覚症状がある場合は、ご来所前にご連絡ください。

3. 新型コロナ感染症拡大の影響で事業に影響が出ている方へ

資金繰りや事業再建、会社破産のサポートなどをいたします。手遅れにならないうちにご相談ください。

